

## 東京都災害廃棄物受入基準[廃木材（流木系混合木材）]

## 1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃木材 (流木系混合木材)	木くず（流木等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非鉄金属・大型金属（概ね 100mm×100mm以上）が除去してあること</li> <li>・ 付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。</li> <li>・ 木質家具及び家屋解体系の廃木材の受入可</li> </ul>	各辺2m以下

## 2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
  - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
  - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
  - ③ 石綿を含むもの
  - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
  - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
  - ⑥ ふん尿
  - ⑦ 動物の死体
  - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

## 東京都災害廃棄物受入基準[廃木材（解体系廃木材、流木系直木材）]

## 1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃木材	解体系廃木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非鉄金属・大型金属（概ね 100mm×100mm以上）が除去してあること</li> <li>・ 付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。</li> </ul>	各辺2m以下 (チップ状及び繊維状のものは不可)
	流木系直木材	木くず（流木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。</li> <li>・ 枝葉や根を切り落とし、直径20～80 c mで長さ2.0m～2.05mに切断した真っすぐな流木であること。</li> </ul>

## 2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
  - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
  - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
  - ③ 石綿を含むもの
  - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
  - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
  - ⑥ ふん尿
  - ⑦ 動物の死体
  - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

東京都災害廃棄物受入基準[可燃性廃棄物（木くず等）]

1 災害廃棄物の受入物及び受入基準

種類	受入物	受入基準
可燃性廃棄物（木くず等）	木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物	災害廃棄物の受入種類（表-1）及び災害廃棄物の形状・寸法の受入基準（表-2）による

表-1 災害廃棄物の受入種類

分類	種類	受入可否	備考
可燃性廃棄物	厨芥	×	長距離の搬送において、腐食及び悪臭が発生するため
	紙くず	○	
	木くず	○	
	繊維くず	○	
	廃プラスチック	○	可燃性廃棄物全体における混入率が14%（湿ベース）以内

表-2 災害廃棄物の形状・寸法の受入基準

形状・寸法	
柱・棒状	長さ50cm以下、角・径10cm以下
板状	一辺の長さ50cm以下
箱形	対角線の長さ50cm以下
畳	一辺の長さ45cm以下（36cm以下、一辺50cm以下に制限している工場もあり。）

※東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設における搬入処理可能な廃棄物の形状・寸法等を参照のこと。

2 受入禁止物

ふん尿、動物の死体、特別管理廃棄物に指定されている物、有害性の物（アスベスト含有物）、爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物、液状の物、粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物、焼却に適さない物、その他処理施設の管理運営に支障をきたす恐れのある物及び産業廃棄物

東京都災害廃棄物受入基準[建設混合廃棄物]

1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状、寸法及び性状の基準
建設混合廃棄物	廃プラスチック	合成ゴム、絨毯、カーペット類（純毛綿等は除く）は可	(形状、寸法) 各辺 2 m 以下 (性状) 含水率：50%以下 灰分(湿ベース)：80%以下
	金属くず		
	木くず		
	ガラス・陶磁器くず		

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
  - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
  - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
  - ③ 石棉を含むもの
  - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
  - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
  - ⑥ ふん尿
  - ⑦ 動物の死体
  - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる

3 その他

第1項に示す災害廃棄物については、一部フレコンパックに封入された状態のものもある。

東京都災害廃棄物受入基準[廃置・布団]

1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃（織・繊維・布類団）	繊維くず		各辺2m以下
	廃プラスチック		

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
  - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
  - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
  - ③ 石綿を含むもの
  - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
  - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
  - ⑥ ふん尿
  - ⑦ 動物の死体
  - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの

東京都災害廃棄物受入基準[廃タイヤ]

1 災害廃棄物の受入基準表

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状、寸法の基準
廃タイヤ	廃プラスチック		(形状、寸法)各辺2m以下
	金属くず		
	ゴムくず		

2 混入禁止物

- (1) 生ごみ及び災害廃棄物以外の廃棄物
- (2) 災害廃棄物のうち、次に掲げるもの
  - ① 特別管理一般廃棄物に該当するもの
  - ② ポリ塩化ビフェニールを含むもの
  - ③ 石綿を含むもの
  - ④ 火災の発生の原因となるおそれのあるもの
  - ⑤ 液状、泥状、粉末状その他の飛散し、又は流出するおそれのある性状のもの
  - ⑥ ふん尿
  - ⑦ 動物の死体
  - ⑧ 上記①から⑦に定めるもののほか、爆発性、毒性、感染性及び人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認められるもの